

議会運営委員会会議録

(閉会中 令和元年11月11日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和元年11月11日

招集場所 第2委員会室

出席委員

委員長	岩永政則	副委員長	浦川圭一
委員	中村美穂	委員	内村博法
委員	河野龍二	委員	竹中悟

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	谷本圭介	議会事務局理事	富永正彦
参事	森本陽子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 災害対策要綱について
- (2) その他

開会 9時31分

閉会 11時25分

○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。それでは定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開催をいたします。

本日は長与町議会災害対策要綱の見直しを議題としたいと思います。御検討のほどよろしくお願ひしたいというふうに思いますが、去る5月27日の委員会において現在の要綱を配付していますので、その資料を基に順次進めてまいりたいと思います。なお、先進地研修を先に実施をいたしておりますので、富士見市並びに秦野市の資料等も参考にしながら現在の長与の状況等も踏まえながら検討をお願いをしたいと思っております。最初に5月27日に配布をいたしました本町の災害対応要綱ですね。これの説明を事務局からさせます。

富永理事。

○議会議務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

おはようございます。5月27日配布の長与町議会災害対応要綱で右肩に参考というスタンプをしておるものを説明をさせていただきます。黒文字が現行の原文でございます。事務局サイドでここはどうか、どうなんだろうというところを一応下線を引かせていただいて、赤文字でどうすべきかというところをお示しをしたものでございます。

まず第1条でございますけども、「この要綱は長与町において災害が発生したときに、長与町議会が災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速且つ適切な対応を図るため、必要な事項を定める」というふうに書いておるんですけども、まずその町対策本部とどのような連携ですね。それと「災害対策活動を支援する。」この支援、議員が議会が支援をするという、どのようなものを想定されているのかというところ、または想定すべきなのかというところを考えないといけないんじゃないかという提案でございます。

次の2条でございますけども、「議長は町の対策本部が設置された場合これに協力するため速やかに全員協議会を招集し、議会内に災害対策支援本部を設置することができる。」ということで書いてございますけども、下の赤文字ですけども、現実的に災害が起きたときに全員協議会を召集するのか。できるのかという問題。それと例えば大雨を想定した場合に、たった今、災害になるかもしれない大雨が降っている中に全員集まれという形になると、また2次被害辺りも想定がされるんじゃないかなということを考えておまして、この辺りもその集まりの基準といいますか、そういうところも決めるべきじゃないかと。特に今、大雨災害のときには気象庁の予報によって、もう既に町対策本部はすぐできるような今、形になっておりますので、大雨が降ってる最中に集まるのかどうかどうなのかなというところを感じたところでございます。特に第4条においてはこちらで出てきますけども、議員の安否確認、情報提供収集を行うとなっており、議員は役場に来ない想定となっていると。4条がですね。それにも関わらずこの本文でいくと、一旦役場に集まって地域に赴いて行くのか。避難場所等の分担はどうするのかと

いうことを一応問題提起をさせていただいております。第3条第1項でございますけども、「本部は、本部長、副本部長、本部役員、本部員をもって構成する。」ということで、2項以降、本部長は議長、副本部長は副議長、役員は各常任委員長、本部員は、それを除く全員ということで、議員全員で本部が構成をされてる形になります。そうすると第4条に本部の任務と書いてあるんですが、第4条任務を議員が行うような作りになっておるといところがどうなのかなというところでございます。第4項のところですけども、2行目で本部の事務（任務）って書いておりますけども、本部の事務というのはなくて、第4条で規定されてるのは本部の任務ということでございますので、ここは事務ではなく任務になるべきと。それと併せて常任委員会の委員長が本部役員になっておりますけども、ここには議運の委員長が入ってないということになっております。そして第5項ですけども、同じく本部の事務は任務になるべきということと、本部役員以外の議員は、本部員として本部長の命令を受け第4条の事務に従事するとなっていると、この状況が想定されますか。ということの問題提起をさせていただいております。第5項では、本部員は本部の事務に従事するって書いてあるもんですから、今からいくその第4条、この事務を議員が行うという文言になってますよっていうことです。第4条にいきますけども、第4条が本部が行う事務ということで、これを第3条では議員が行うという形になっております。1号から「議員の安否等の確認を行うこと。」2号が「町の対策本部から情報と報告を受けて、各議員に情報提供を行うこと。」第3号が「情報を収集整理し、町対策本部に提供すること。」4号が「被災地及び避難所等の調査を行うこと。」めぐりまして、5号が「必要に応じて国県へ要望を行うこと。」6号が「その他、本部長が必要と認める事項に関すること。」これが本部の任務となっておりますよと、これを正副議長と各常任委員長以外の議員が行うという文言になっていますよと、今ですね。これが実際、議員が本部の任務としてするのかどうかというところも考えないといけないですね。というところでございます。特に後ろの裏面の第5号の「必要に応じて国県へ要望を行うこと。」というのもあるんですけども、これは本部として行うのか、議会として行うのか、というのを赤で書かせていただいております。一般的に国県に要望するときには、恐らく議会として動かれるんじゃないかなというふうに私は思ってます、災害対策本部で国や県に要望することは無いのではないかとということで、一応赤でお示しをさせていただいております。

次に第5条で議員の対応ということで1項から5項までありますけども、第1号が「自らの安否、居場所、連絡場所を本部に報告し、連絡体制を確立すること。」と書いてますけども、その本部に報告というのは、自分が本部におるはずないんですね、全議員が。ですからこの報告先である本部とはどこのことを言ってるんだらうという、クエスチョンマークでございます。本部より情報の提供を受けること。3号が「各地域における被災地及び避難場所での情報収集を行い、必要に応じて本部に報告すること。」4号が「各地域における活動に協力すること。」5号が「各地域において被災者に対す

る相談及び助言等を行うこと。」先程もお話ししましたように、この第5条は、議員は全部地元なり避難場所にいる想定で書かれているのが分かると思います。報告したり連絡したり、本部員なんで、この元文でいくと全員役場におるはずなんですね。ですから、この辺ちょっと矛盾が生じてますよというお示しでございます。第5条は、赤で書いてますけども、第5条は、役場に来ず避難所等地域にいる前提になってますよということでございます。第6条につきましては、1号、2号で事務局がどうするということを書いてますけども、事務局長が町の対策本部に会議に出て、情報収集して、本部へ情報提供を行うと。これは4条の2号に係ってくる文でございます。事務局職員は、本部の業務に従事するというふうになって、本部が議員16人と事務局職員で本部を構成するような作りにも、ここは3条の本部の構成とも微妙に齟齬が生じていますよということと。まずはその議会側の対策本部ができるまでは、職員は、役場側の災害対策の方の事務に従事しておりますので、そこら辺とも人員不足とも少し矛盾が生じてくるのかなということと考えております。参考資料についての説明は以上でございます。

そして後ろに、福山市議会の災害対応要領マニュアルというのを参考で付けさせていただいております。福山市の対応要領については、まず、災害が発生したときということで、集まるのは災害発生後を前提とされてると。私はこれが普通なのかなということと考えております。現時点のうちの要綱は、町の災害対策本部が設置されたら設置することができるということになっておりまして、災害が起きる前に集まるという形になってございますので、この辺りまず初動の集まりは、どこを基準にするべきかっていうのを決めていただければというふうに考えております。それと災害の定義でございますが、福山市の場合は2条の方で「災害救助法の適用を受ける災害」ということになってございまして、これも結果的に災害が起きたあとですね。あとということで、議会の動きが決められてますよというところでございます。それと福山市のこの参考資料でいきますと、会議の構成は会長、副会長、幹事、その他の議員は本部には入ってないと。その本部が、例えばうちで言えば16人のうちの何人かが集まって本部を作って、それ以外の議員との連絡、報告をやりとりをするという作りになってございまして、こういう形もあるのかなと。うちの場合どうした方がいいのかっていうのを方向性を今回、検討して決めていただければ、その方向性に合わせた形で事務局の方でたたき台を作成をしたいということと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

ありがとうございました。現在のうちの要綱が一部改正をしまして、28年に、最初は24年に慌ててやっぱりせないかんだろうということで、山口議長と私、副議長時代に取手市でしたね。そこを参考に自分で視察をしながら、それでみんなでこれを作り上げたわけですね。さらさらっとこういったもんですので、やっぱりいろいろ検討してみると、今、事務局からありましたように齟齬があったり、また、今回の研修でいろんなところを視察研修をさせていただいて、なるほどなということも皆さん方も感じておら

れるというふうに思うんですね。それとまた要綱の設置の文言の作り方っていうか、書き方っていうか、その辺りも若干問題があるのかなということで、特に施行したあとに今の局長も理事も来てですね。第三者の目で見るとやっぱり問題があるなという感じをさせていただいたようなんですね。だからそれがまた正しいのか、どうなのかは別として、違った目を見て、やっぱり現実に合うようなことを改正をしていくことも大変必要なことだろうというふうに思うわけで、そういう視点から検討をいただきたいということで。ちょっと私から2、3申し上げますと、先程もありましたように災害が発生したあとに、普通は議会の災害対策本部辺りは設置をするのが通例であるんじゃないかと。これはもう市町の場合は、警報辺りが出ますと警戒本部辺りを設置をして、またさらに非常に大変なことになったら災害対策本部を設置するというような状況で、町が対策本部を設置したので、すぐ議会が対策本部を設置してどうするのという問題も1つあるようですね。それと、災害が発生したときと今、長与の場合はしておりますが、よそを見てこの前の研修からも大規模な発生と、この災害救助法が適用されるものを大規模災害と呼称するという解釈を、新しいなんかもしておりますけども、そういうやっぱり災害の若干大きい大規模辺りに絞って設置をしていくということも必要なのかなと。大きくは2点程度感じておりますので、できれば念頭に置きながら文言の整理をしていければと思っております。何か1条から逐条的に関連がありますので、2条、3条、4条、念頭に置きながら含めてお願いしたいと思うんですが、まず1条辺りからちょっと触って行きたいと思っておりますけども、暫時休憩をしたいと思います。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

災害対策要綱等の見直しについてのいろいろこう話し合いの結果、秦野市の災害対策設置要綱等を参考にしながら整理をした結果を事務局に朗読をさせますので、確認をお願いをしたいと思います。

事務局。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

それでは、秦野市議会災害等対策会議設置要綱をベースに変更部分を読み上げます。まず、タイトルでございますけども、「秦野市」を「長与町」に変えまして、「長与町議会災害等対策会議設置要綱」といたします。第1条、「この要綱は、長与町議会災害等対策会議」ということで、「秦野市」を「長与町」に変更いたします。第2条も「秦野市」を「長与町」に変更いたしまして、2行目の「秦野市災害対策本部または」、「または」以降、以下、「市本部」を「町本部」に変えますけども、括弧書きの前まで、「秦野市危機管理対策本部」を削除いたしまして、括弧の中を「町本部」ということで修正をいたします。第1号で2行目、「市本部が設置されたとき」を「町本部」に、2条は以上です。

第3条が、災害等対策会議は、「議長、副議長、各常任委員会委員長」。「会派の代表者」をそういうふうに変えまして、「及び議会運営委員長をもって組織する。」といたします。第4条は第2号、第3号、第4号の「市本部」を「町本部」に、第6号の「市本部」も「町本部」に変えます。「議会局」を「議会事務局」に変えます。

附則は、令和2年ですかね。4月1日からということでもとりにあえず入れておきたいと、これは要綱でございますから、議会内で決めればその日からすぐ適応はできますので、その日にちはまたあとから変えられるというふうに。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

それでは今、事務局の富永理事から訂正等を、原案を読み上げましたので、以上のような形で決定していいでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

それではそのとおりに決定をさせていただきます。そこで私の方からですが、この秦野市の場合、マニュアルを別にフロー図として作成をして、より見やすく理解しやすいような図を作っておりますけれども、この点についての検討をいただきたいというふうに思いますけれども、お持ちですか。

それでは40分まで休憩をいたします。

（休憩 10時31分～10時41分）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

秦野市の場合にはマニュアルを作りまして、具体的な内容もあるようでございますので、それらを参考にしながらどうするのか御協議をいただきたいと思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは、休憩前に引き続き委員会を行います。

要綱が決まりましたので、今から災害等のマニュアル概要版を作成するというので、中身については要綱に見合うような、秦野市の場合を参考にしながら長与に合うような形の表現で作成をします。そして特に指名職員であるのは議会事務局職員と訂正をし、震度6以上とか、震度5以上とかはこれは抹消をして、事務局で試案を作って委員長の方で確認をして成案とするということで御了解いただけますか。いいですか。

（「異議なし」の声あり）

それではそのように決定をさせていただきます。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

以上をもちまして、長与町災害対策要綱の見直しについてを終了いたします。

この結果を議長に報告し、議長にて次期全員協議会に報告し、決定をいただくようお願いしたいと思います。

次回は11月25日が議会運営委員会ですね。このときにあることを協議いただくかもしれませんが、一応25日が次期議会の日程等の協議のための委員会があるということでございます。

以上をもちまして、本日はこれで散会をしたいと思います。どうもお疲れさまでした。

(散会 11時25分)